

防災行政無線 「戸別受信機」の設置

防災行政無線の「戸別受信機」を設置基準に基づき、各世帯・事業所（店舗）に11月より随時設置します。

災害時の緊急放送や平常時の行政情報など、情報伝達の確立を行うために「戸別受信機」の設置にご協力をお願いします。

※設置基準※

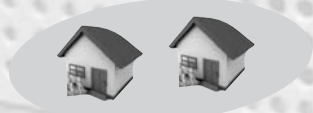
①一般世帯、住民票1世帯
⇒ 戸別受信機 1台設置



④公営住宅、民間集合住宅は、各世帯からの設置申請により戸別受信機を設置



②同一敷地、住民票1世帯（※実際には別住居）
⇒ それぞれに戸別受信機 1台設置



⑤事業所は、事業所からの設置申請により戸別受信機を設置



③同一住居、住民票2世帯（※二世帯住宅）
⇒ 居住スペース毎に戸別受信機 1台設置
※申請書の提出後に聞き取りを行います。



⑥事業所（店舗）で2つ以上の建物がある場合は、主たる建物のみ戸別受信機を設置



⑦住居兼用の事業所は、一般世帯同様、居住スペースに戸別受信機を設置



※注意事項※

◎外部アンテナの設置について

戸別受信機を設置するにあたって、電波の受信状況が悪い場合には外部アンテナの設置が必要となり、外部アンテナの設置は建物に「穴」をあけることが必要となりますのでご理解ください。

また、借家・民間集合住宅で外部アンテナ設置が必要な場合には、持ち主（所有者）の承諾書が必要となります。

◎戸別受信機について

戸別受信機は南幌町の備品ですので、各世帯（事業所）への設置は無償貸与となります。

災害などの緊急時の放送は、自動的に最大音量として放送されますが、これは、居住スペース内のどこにいても聞き取れるようにするための措置ですのでご理解ください。

～町防災担当（総務課総務G）より～

8月に入り、北海道に3つの台風が上陸しました。（9月23日現在）

幸いにして、南幌町は大きな被害がありませんでしたが、全道各地で農作物や道路などに大きな被害がありました。

台風や地震などは「自然現象」ですが、毎年、全国的に大きな災害が発生している状況を考えると、防災体制の確立が急務です。

そのためには、各世帯（事業所）に戸別受信機を設置し、災害時などの緊急情報の共有が必要であり、いざというときに備えるためにも「戸別受信機」の設置にご理解とご協力をお願いします。